

犯罪の被害にあわれた方々のための無料法律相談

県と佐賀県弁護士会との協定により、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族等が弁護士による法律相談を無料で2回まで受けられる制度があります。

○ 対象となる場合

- ・生命、身体、自由、又は性的自由に対する犯罪、及び配偶者暴力、ストーカー行為の犯罪被害者
- ・犯罪発生時または相談時に県内居住の犯罪被害者等(2親等以内の親族)
- ・犯罪発生時に佐賀県内で在勤又は在学する犯罪被害者であり、かつ犯罪発生地が県内であること

※警察への被害届の有無は問いません

○ 対象とならない場合

- ・主訴が、離婚相談や民事的な相談等の場合(現に身体的暴力を受けている場合をのぞく)
- ・名誉棄損に係る相談の場合
- ・反社会的組織の者(暴力団員等)が被害者、または遺族である場合
- ・対象事件を誘発した者である場合及び対象事件による被害に対して責めに帰すべき行為がある場合
- ・交通事故に係る相談は、佐賀県交通事故相談所をご案内します。

佐賀県交通事故相談所  0952-25-7061

(年末年始をのぞく毎日9時～16時)

・申請者の資産が300万円以下等 である場合は、法テラスの無料相談制度をご案内します。

法テラス佐賀  0570-078361
(月曜～金曜 9時～17時)

*資産要件の該当は世帯の状況等で異なり、詳細は法テラスに確認が必要です。

制度に関する問い合わせ窓口 佐賀県 県民環境部
くらしの安全安心課 地域安全担当

受付時間 月曜～金曜(祝日のぞく)
午前8時30分～午後5時15分

電話番号 0952-25-7060



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」